



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 17 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	6
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	8
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	9
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	9
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	10
職員からの苦情相談に関する規則	10

人委細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	11
------------------------	----

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 5 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 5 に次の 1 項を加える。

- 3 条例第 7 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表⁽²⁾の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするもの

第 6 条の 6 を次のように改める。

第 6 条の 6 条例第 7 条の 3 第 1 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 前条第 1 項に規定する職に採用された職員及び同条第 2 項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第 6 条の10において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（第 6 条の10において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの
- (2) 前条第 3 項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）

第 6 条の 7 に次の 1 号を加える。

(3) 新たに第6条の5第3項に規定する職を占めることとなった職員で前条第2号に規定するもの

第6条の8中「通算して35年」の次に「(第6条の6第2号又は第6条の7第3号に規定する職員にあっては、7年)」を加える。

第6条の10中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第6条の6第2号又は第6条の7第3号に規定する職員にあっては、前項の規定にかかわらず、初任給調整手当の支給期間は7年とし、その月額が職員の区分及び採用の日又は第6条の7第3号に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第4に掲げる額とする。

第6条の11中「期間が35年」の次に「(第6条の6第2号又は第6条の7第3号に規定する職員にあっては、7年)」を加える。

第15条の3第1項第2号中「前条第2号の勤務」を「前条第2号の勤務のうち勤務時間規則第7条第1項第3号アに掲げる勤務」に改め、同項第3号中「前条第3号の勤務」を「前条第2号(前号に掲げる勤務を除く。)及び第3号の勤務」に改める。

第18条、第20条及び第21条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第18条第1項中「又は蚕業」を「、蚕業又は開拓営農」に、「第15条の2第1項」を「第8条第1項」に、「林業、水産業又は開拓営農に係る職務に従事する職員にあっては人事委員会が別に定める」を「林業に係る職務に従事する職員にあっては森林法(昭和26年法律第249号)第187条第1項に規定する職員とし、水産業に係る職務に従事する職員にあっては水産業改良普及事業推進要綱(平成17年3月16日付け16水推第1,023号)第3の3の(1)に規定する」に改め、同条第2項中「農業又は蚕業に係る職務に従事する職員にあっては農業改良助長法第14条の2第2項、第3項又は第5項の事務をいい、林業、水産業又は開拓営農に係る職務に従事する職員にあっては」を削り、「事務をいう。」の次に「以下同じ。」を、「規定する休暇」の次に「(以下「公務傷病等」という。)」を、「2分の1」の次に「(農業、蚕業及び開拓営農に係る職務に従事する再任用短時間勤務職員にあっては普及事務に従事した時間及び公務傷病等により勤務しなかった時間の合計が、当該給与期間の勤務時間の2分の1)」を加える。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

別表第3中 「健康福祉センター所長(木次健康福祉センターを除く。)」を

「芸術文化センター副センター長
保健所長(雲南保健所、県央保健所、隠岐保健所を除く。)」に、

「農業試験場長」を「農業技術センター所長」に、

「支庁健康福祉局副局長
健康福祉センター所長(木次健康福祉センターに限る。)
健康福祉センター副所長」を

「保健所長(雲南保健所、県央保健所、隠岐保健所に限る。)
福祉事務所長(西部福祉事務所に限る。)」に、

「畜産試験場長」を「畜産技術センター所長」に、

「本庁センター長」を「本庁センター長
統括工事検査監」に、

「女性相談センター所長
健康福祉センター部長
中央病院室長」を「保健所部長
福祉事務所長（西部福祉事務所を除く。）
中央病院室長
同 診療部長」に、

「身体障害者更生相談所長
精神保健福祉センター所長」を「女性相談センター所長
心と体の相談センター所長」に、

「農林振興センター部長（安来地域農業普及部、仁多地域農業普及部、掛合地域農業普及部、大田地域農業普及部及び津和野地域農業普及部を除く。）
農業試験場部長」を「農林振興センター部長
農業技術センター部長」に、

「種畜センター所長
緑化センター所長」を「種畜センター所長」に、「統括専門技術員」を「統括林業普及員」に、

「農林振興センター部長（安来地域農業普及部、仁多地域農業普及部、掛合地域農業普及部、大田地域農業普及部及び津和野地域農業普及部に限る。）
農業大学校教授
畜産試験場部長」を「農業大学校教授
畜産技術センター部長」に、

「第90条」を「第85条」に、

「西部生涯学習推進センター所長」を「西部生涯学習推進センター所長
少年自然の家所長」に、

「図書館部長
教育センター部長」を「教育センター部長」に、

「埋蔵文化財調査センター副所長
図書館主査」を「埋蔵文化財調査センター副所長」に、

「警察署長（松江警察署、出雲警察署、浜田警察署及び益田警察署に限る。）」を

「警察署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署に限る。）」に、

「監察官」を「監察官
監査官」に、

「警察署長（松江警察署、出雲警察署、浜田警察署及び益田警察署を除く。）
警察署副署長（松江警察署、出雲警察署、浜田警察署及び益田警察署に限る。）」を

「警察署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署を除く。）
警察署副署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署に限る。）

に、

「警察署副署長（松江警察署、出雲警察署、浜田警察署及び益田警察署を除く。）
同 刑事官

を

「警察署副署長（松江警察署、出雲警察署、雲南警察署、浜田警察署及び益田警察署を除く。）
同 捜査統括官
同 地域官

に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第 4 (第 6 条の10関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年未満	円 307,900	円 269,300	円 216,700	円 159,600	円 100,400	円 50,200	円 14,000
1 年以上 2 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	12,000
2 年以上 3 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	10,000
3 年以上 4 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	8,000
4 年以上 5 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	6,000
5 年以上 6 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200	4,000
6 年以上 7 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	48,400	2,000
7 年以上 8 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	46,600	
8 年以上 9 年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	44,800	
9 年以上10年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	43,000	
10年以上11年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	41,200	
11年以上12年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	39,400	
12年以上13年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	37,600	
13年以上14年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	35,800	
14年以上15年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	34,400	
15年以上16年未満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	33,000	
16年以上17年未満	303,500	265,300	213,400	157,000	98,800	31,600	
17年以上18年未満	299,100	261,300	210,100	154,400	97,200	30,200	
18年以上19年未満	294,700	257,300	206,800	151,800	95,600	28,800	
19年以上20年未満	290,300	253,300	203,500	149,200	94,000	27,400	
20年以上21年未満	285,900	249,300	200,200	146,600	92,400	26,000	
21年以上22年未満	273,900	239,300	192,900	141,000	89,100	25,400	
22年以上23年未満	261,700	229,200	185,300	135,600	85,400	24,800	
23年以上24年未満	249,800	219,400	178,300	130,000	82,100	23,900	
24年以上25年未満	237,800	209,400	170,800	124,700	78,400	23,200	
25年以上26年未満	225,700	199,400	163,600	119,200	75,100	22,600	
26年以上27年未満	210,600	185,700	152,400	111,400	70,200	22,000	
27年以上28年未満	195,700	172,200	141,800	103,500	65,700	21,400	
28年以上29年未満	180,700	158,700	130,900	95,600	61,200	20,700	
29年以上30年未満	165,500	145,000	119,800	87,800	56,300	20,400	
30年以上31年未満	148,100	130,000	108,200	79,200	51,600	20,000	
31年以上32年未満	130,600	115,000	96,400	70,800	46,500	19,300	
32年以上33年未満	113,400	100,200	84,900	62,100	41,900	18,500	
33年以上34年未満	82,900	75,400	65,400	49,400	33,800	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

- 備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 6 条の 7 各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1 項職員」とは、第 6 条の 5 第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは、同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは、同条第 3 項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1 種」とは、第 6 条の 5 第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは、同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは、同項第 3 号の職を占める職員を、「4 種」とは、同項第 4 号の職を占める職員を、「5 種」とは、同項第 5 号の職を占める職員をいう。

別表第6中	「 隠岐郡西ノ島町大字美田	隠岐支庁健康福祉局黒木保健環境グループ	を
	隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁農林局農業普及部島前地域指導グループ	

「 隠岐郡西ノ島町大字美田	隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前保健環境グループ	に改め、
隠岐郡西ノ島町大字美田	隠岐支庁隠岐保健所総務保健部島前地域危機管理スタッフ	
隠岐郡西ノ島町大字別府	隠岐支庁農林局農業普及部島前地域振興グループ	

「 隠岐郡西ノ島町大字美田	隠岐保健所黒木支所	及び
---------------	-----------	----

「 隠岐郡海士町大字福井	浦郷警察署福井駐在所	を削り、
--------------	------------	------

「 隠岐郡隠岐の島町岬町	隠岐支庁土木建築局工務部隠岐空港管理所	を
--------------	---------------------	---

「 隠岐郡隠岐の島町岬町	隠岐支庁土木建築局維持管理部隠岐空港管理所	に、
--------------	-----------------------	----

「 益田市匹見町紙祖	益田土木建築事務所工務部匹見出張所	を
飯石郡飯南町八神	掛合警察署志々駐在所	
雲南市掛合町波多	掛合警察署波多駐在所	

「 雲南市掛合町波多	雲南警察署波多駐在所	に改め、
飯石郡飯南町八神	雲南警察署志々駐在所	

「 鹿足郡六日市町大字七日市	益田土木建築事務所津和野土木事業所六日市出張所	を削り、
----------------	-------------------------	------

「 仁多郡奥出雲町大馬木	三成警察署馬木駐在所	を
仁多郡奥出雲町上阿井	三成警察署阿井駐在所	

「 仁多郡奥出雲町大馬木	雲南警察署馬木駐在所	に、
仁多郡奥出雲町上阿井	雲南警察署阿井駐在所	

「 鹿足郡日原町大字左鍬	津和野警察署左鍬駐在所	を
--------------	-------------	---

「 鹿足郡日原町大字左鍬	津和野警察署左鍬駐在所	に改め、
--------------	-------------	------

「 鹿足郡六日市町大字立河内	交通機動隊西部方面隊六日市分駐所	を削る。
----------------	------------------	------

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 6 号

職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の休日及び休暇に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の表第11号中「生児」を「子」に、「満 1 年」を「満 3 年」に、「 1 日 2 回それぞれ60分」を「 1 日120分 (生後満 1 年に達した子を育てる場合にあっては60分) 」に、「 120分から」を「 120分 (生後満 1 年に達した子を育てる場合にあっては60分) から」に改め、「 1 日 2 回合計の」を削る。

第 3 条の表中第16号を第17号とし、同表第15号中「その勤務しないことが相当である」を「勤務に支障がない」に改め、同号ウ中「ア及びイに掲げる活動のほか、」を削り、同号に次のように加える。

エ アからウに掲げる活動のほか、国、地方公共団体、特定非営利活動法人その他の団体の構成員又は協力者として行う活動であって、人事委員会が定めるもの

第 3 条の表中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同表第13号中「小学校」を「中学校」に改め、同号を第14号とし、第12号を第13号とし、同表第11号の次に次の 1 号を加える。

<p>12 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子 (妻の子を含む。) を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間につき 5 日の範囲内で必要と認める期間</p>
---	---------------------------------

第 5 条の見出し中「請求」の次に「及び承認」を加え、同条第 1 項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 週間前の日までに」を「あらかじめ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、第 1 項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して 1 週間を経過する日 (以下「 1 週間経過日」という。) 後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1 週間経過日までに承認の可否を決定することができる。

第 6 条第 1 項中「条例第 6 条及び条例第 7 条」を「条例第 6 条、第 7 条及び第11条第 2 号並びにこの規則第 3 条第12号及び第14号」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第 3 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員については、当該休暇のうち条例第 6 条及び第 7 条並びにこの規則第 3 条第14号に規定する休暇を除き、1 時間を単位として与えるものとする。

第 6 条第 2 項中「条例第 8 条から第11条まで」を「条例第 8 条から第10条まで及び条例第11条 (第 2 号を除く。) 」に改め、同条第 3 項中「 1 時間を」を「 1 時間又は 4 時間を」に改め、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 第 3 条第11号に規定する休暇は、30分を単位として 2 回に分割して与えることができる。

4 第 3 条第16号に規定する休暇は、1 日又は半日若しくは 4 時間 (再任用短時間勤務職員にあっては、1 日) を単位として与えるものとする。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則 (昭和31年島根県人事委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の表第11号中「生児」を「子」に、「満 1 年」を「満 3 年」に、「 1 日 2 回それぞれ60分」を「 1 日120分 (生後満 1 年に達した子を育てる場合にあっては60分) 」に、「 120分から」を「 120分 (生後満 1 年に達した子を育てる場合にあっては60分) から」に改め、「 1 日 2 回合計の」を削る。

る場合にあつては60分)から」に改め、「1日2回合計の」を削る。

第3条の表中第16号を第17号とし、第15号中「その勤務しないことが相当である」を「勤務に支障がない」に改め、同号ウ中「ア及びイに掲げる活動のほか、」を削り、次のように加える。

エ アからウに掲げる活動のほか、国、地方公共団体、特定非営利活動法人その他の団体の構成員又は協力者として行う活動であつて、人事委員会が定めるもの

第3条の表中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同表第13号中「小学校」を「中学校」に改め、同号を第14号とし、第12号を第13号とし、同表第11号の次に次の1号を加える。

<p>12 教育職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する教育職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間につき5日の範囲内で必要と認める期間</p>
---	-------------------------------

第5条の見出し中「請求」の次に「及び承認」を加え、同条第1項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認の可否を決定することができる。

第6条第1項中「条例第7条及び条例第8条」を「条例第7条、第8条及び第11条第2号並びにこの規則第3条第12号及び第14号」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第3条の2第1項第2号に掲げる教育職員については、当該休暇のうち条例第7条及び第8条並びにこの規則第3条第14号に規定する休暇を除き、1時間を単位として与えるものとする。

第6条第2項中「条例第8条の2から第11条まで」を「条例第8条の2から第10条まで及び条例第11条(第2号を除く。)」に改め、同条第3項中「1時間を」を「1時間又は4時間を」に改め、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第3条第11号に規定する休暇は、30分を単位として2回に分割して与えることができる。

4 第3条第16号に規定する休暇は、1日又は半日若しくは4時間(再任用短時間勤務教育職員にあつては、1日)を単位として与えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号から第8号までを次のように改める。

- (1) 中山間地域研究センター
- (2) 美術館

- (3) 芸術文化センター
- (4) 保健環境科学研究所
- (5) 農業技術センター
- (6) しまねの味開発指導センター
- (7) 畜産技術センター
- (8) 家畜衛生研究所

第 4 条中「健康福祉センター、」を削り、「精神保健福祉センター」を「心と体の相談センター」に改める。

第 5 条第 1 号中「健康福祉センター、」を削り、同条第 2 号中「、健康福祉センター」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「健康福祉センター、」を削る。

第 6 条中「、健康福祉センター」を削り、「精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所」を「心と体の相談センター」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 8 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 中

6 級	1 看護局長の職務	を
	2 本庁の副参事の職務	
7 級	1 困難な業務を所掌する看護局長の職務	」
	2 困難な業務を所掌する本庁の副参事の職務	

6 級	看護局長の職務	に改める。
7 級	困難な業務を所掌する看護局長の職務	

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 9 号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第13大学の項中

「 短期大学副学長 大学学部長 大学北東アジア地域研究センター長 」	を	「 短期大学副学長 大学学部長 大学北東アジア地域研究センター長 大学院研究科長 」	に改める。
--	---	---	-------

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) 中央病院又は湖陵病院における次に掲げる当直勤務

ア 救急の外来患者又は入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

イ 緊急時における連絡調整のための当直勤務

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

職員からの苦情相談に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号に規定する苦情の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第2条 職員（離職した職員を含む。第3条第1項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

（事案の処理）

第3条 人事委員会は、苦情相談を受理したときは、当該苦情相談に関する事項について調査の上、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）その他の関係当事者に対し、助言、指導、斡旋その他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2の規定に基づく不

服申立てが受理されたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(職員相談員)

第 4 条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員の中から、苦情相談を受けて処理する者 (以下「職員相談員」という。) を指名する。

(記録の作成等)

第 5 条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、事務局長に報告しなければならない。

2 事務局長は、報告を受けた事案のうち特に必要と認めるものについて、人事委員会に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 6 条 任命権者は、苦情相談を行ったこと、調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(人事委員会及び各任命権者の協力)

第 7 条 人事委員会は、各任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、人事委員会及び各任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(実施細目)

第 8 条 この規則の実施に関して必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則 (昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表知事の事務部局の部本庁 (出納局を除く。) の項中

「	専門技術員	専門技術員	課長代理 副政策企画監 グループリーダー 副指導監査監 副団体検査監 専門技術員	課長代理 副政策企画監 グループリーダー 副指導監査監 副団体検査監 専門技術員	課長 政策企画監 センター長 副参事 室長 管理所長 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 団体検査監 統括専門技術員	を	」
---	-------	-------	---	---	--	---	---

		課長代理 副政策企画監 グループリーダー 副指導監査監 副団体検査監	課長代理 副政策企画監 グループリーダー 副指導監査監 副団体検査監	課長 政策企画監 センター長 副参事 室長 管理所长 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 団体検査監 統括林業普及員 統括工事検査監							に改め、同部隠岐支庁の項中
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---------------

健康福祉局				課長	課長	副局長 部長	副局長	局長				を
-------	--	--	--	----	----	-----------	-----	----	--	--	--	---

隠岐福祉事務所				課長	課長	所長						に改め、
隠岐保健所				課長	課長	部長						

同部隠岐支庁土木建築局の項中		課長 管理所长 出張所长	課長 管理所长 出張所长	を	課長 管理所长	課長 管理所长					に改め、同部女性相談セ
----------------	--	--------------------	--------------------	---	------------	------------	--	--	--	--	-------------

ンターの項を削り、同部美術館の項の次に

芸術文化センター				課長	課長				副センター長			を加え、
----------	--	--	--	----	----	--	--	--	--------	--	--	------

同部健康福祉センターの項を削り、同部福祉事務所の項中

福祉事務所												を
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

福祉事務所				課長	課長	所長	所長 (西部)					に改め、
-------	--	--	--	----	----	----	------------	--	--	--	--	------

同部保健所の項中

保健所												を
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

保健所				課長	課長	部長						に改め、
-----	--	--	--	----	----	----	--	--	--	--	--	------

同部精神保健福祉センターの項を削り、同表中

身体障害者更正相談所						所長						を
------------	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	---

女性相談センター					所長				に改め、
心と体の相談センター			課長	課長					

同表知事の事務部局の部知的障害者更生相談所の項を削り、同部農林振興センターの項中

「課長 課長」を「課長 課長 支所長 支所長」に改め、同表中

農業試験場				課長	課長	部長			を
-------	--	--	--	----	----	----	--	--	---

農業技術センター				課長	課長	部長		所長	に改め、
しまねの味開発指導センター									

同表中

中海干拓営農センター						所長			を
しまねの味開発指導センター									

中海干拓営農センター					所長				に改め、
------------	--	--	--	--	----	--	--	--	------

同部花振興センターの項の次に

畜産技術センター				課長	課長	所長	所長		を加え、
----------	--	--	--	----	----	----	----	--	------

同部畜産試験場の項及び緑化センターの項を削り、同部土木建築事務所の項中

「課長 管理所長 出張所長 統括調整幹」を「課長 管理所長 統括調整幹」に改め、教育委員会の部本庁の項中

「課長代理 グループリーダー 文化財保護主事」を「課長代理 グループリーダー 文化財保護主事 課長 室長 センター長」に改め、

「課長 センター長（課に置かれた室を除く。）」を

「課長代理 グループリーダー」を「課長代理 グループリーダー 課長 室長 センター長」に改め、同部埋蔵文化財調査センターを

「課長 室長（課に置かれた室を除く。） センター長」

「

課長
文化財保護主事

」を「

課長
文化財保護主事

」に改め、同部図書館の項中

「

部長

」を「

--

」に改め、同部青少年の家の次に

「

少年自然の家

」を「

	課長	課長	所長	所長		
--	----	----	----	----	--	--

」を加え、

警察の部警察本部の項中

係長	課長補佐	課長補佐
警察学校教官	校長補佐	校長補佐
航空隊副隊長	室長補佐	室長補佐
準師範	指導官	指導官
専門官	西部運転免許セン	西部運転免許セン
	ター副所長	ター副所長
	師範	師範

を

「

係長
警察学校教官
航空隊副隊長
準師範
専門官
主任主事
主任技師

」を「

次長
課長補佐
校長補佐
室長補佐
指導官
西部運転免許セン
ター副所長
師範

」に改め、同部警察署の項中
「

係長
専門官

」を

「

係長
専門官
主任主事
主任技師

」に改め、共通の項中
「

副主査
主幹
副工事検査監
専門員

」を「

副主査
主幹
副工事検査監
専門員

」に改める。
「

副主査
主幹
副工事検査監
専門員
主席
主幹

」に改める。

別表の2の表警察の部警察本部の項中

「

次長
指導官
課長補佐
室長補佐
隊長
通信指令長
副所長
国際捜査センター長
所長補佐

」を「

次長
指導官
課長補佐
室長補佐
隊長
通信指令長
副所長
国際捜査センター長
所長補佐

」を「

課長
監察官
調査官
管理官
広報官
企画官
対策官
室長
所長
検視官

」を「

部長
首席監察官
参事官
課長
監察官
調査官

」を

			交通管制センター長 交通規制官					
	次長 指導官 課長補佐 室長補佐 隊長 通信指令長 副所長 所長補佐 警察相談センター長	次長 指導官 課長補佐 室長補佐 隊長 通信指令長 副所長 所長補佐 警察相談センター長	課長 監察官 監査官 調査官 管理官 広報官 企画官 対策官 室長 所長 検視官 交通管制センター長 交通規制官	部長 首席監察官 参事官 課長 監察官 監査官 調査官		に改め、同部交通機動隊の		
項中	係長 方面副隊長 分駐所長 主任	係長 方面副隊長 分駐所長	を	係長 方面副隊長 主任	係長 方面副隊長	に改め、同部警		
察署の項中	次長 課長 指導官	次長 課長 指導官	署長 副署長 管理官 刑事官	署長 副署長(松江) (出雲) (浜田) (益田)	署長(松江) (出雲) (浜田) (益田)	を		
	次長 課長 指導官 交番所長	次長 課長 指導官 交番所長	署長(松江、出雲、浜田、益田、雲南を除く。) 副署長 管理官 捜査統括官 地域官	署長 副署長 (松江) (出雲) (浜田) (益田) (雲南)	署長 (松江) (出雲) (浜田) (益田) (雲南)	に改める。		
	別表の 4 の表知事の事務部局の部中山間地域研究センターの項中					所長	を	に改め、同部美術館の項
の次に	芸術文化センター	学芸員	主任学芸員 学芸員	課長 主任学芸員	主査 課長 専門学芸員		を加え、同部保	
健康環境科学研究所の項中								

「 所長 | を | 」に改め、同表中

家畜衛生研究所	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員	
農業試験場	研究員	主任研究員 研究員	科長 主席研究員 主任研究員	場長 部長 科長 特別研究員	場長
畜産試験場	研究員	主任研究員 研究員	科長 主任研究員	場長 部長 科長 特別研究員	場長
しまねの味開発 指導センター	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員	

を

農業技術セン ター	研究員	主任研究員 研究員	科長 主席研究員 主任研究員	部長 科長 特別研究員	
しまねの味開発 指導センター	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員	
畜産技術セン ター	研究員	主任研究員 研究員	科長 主任研究員	部長 科長 特別研究員	
家畜衛生研究所	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員	

に改める。

別表の5の表中	隠岐支庁（健康 福祉局）	医員	医長	部長 課長	局長 副局長 部長
	健康福祉セン ター	医員	医長	所長（木次） 部長 課長	所長 副所長 部長
	保健所				

を

隠岐支庁（隠岐 保健所）	医員	医長	部長 課長	所長
保健所	医員	医長	部長 課長	所長 部長

に改め、同表中

精神保健福祉セ ンター				所長
----------------	--	--	--	----

身体障害者更正 相談所						を
----------------	--	--	--	--	--	---

心と体の相談セ ンター				所長	に改め、共通の項中
----------------	--	--	--	----	-----------

		副主査	を	医療専門員	医療専門員	副医療専門監	に改める。
--	--	-----	---	-------	-------	--------	-------

別表の 6 の表知事の事務部局の部隠岐支庁の項中 「健康福祉局」 を 「隠岐保健所」 に改め、同部保健所の項中

保健所								を
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

保健所	診療放射線 技師	薬剤師 獣医師	主任獣医師 主任	主任獣医師 主任	課長 主幹	部長		に改め、
	臨床検査技 師	診療放射線 技師						
	栄養士	臨床検査技 師						
	理学療法士	栄養士						
	作業療法士	理学療法士						
	歯科衛生士	作業療法士						
		歯科衛生士						

同部中央病院の項中

診療放射線技師	薬剤師	診療放射線技師	を	診療放射線技師	薬剤師	診療放射線技師	に改める。
臨床検査技師	診療放射線技師	臨床検査技師		臨床検査技師	診療放射線技師	臨床検査技師	
栄養士	臨床検査技師	臨床検査技師		栄養士	臨床検査技師	臨床検査技師	
臨床工学技師	栄養士	栄養士		臨床工学技師	栄養士	栄養士	
理学療法士	臨床工学技師	臨床工学技師		理学療法士	臨床工学技師	臨床工学技師	
作業療法士	理学療法士	理学療法士		作業療法士	理学療法士	理学療法士	
歯科衛生士	作業療法士	作業療法士		歯科衛生士	作業療法士	作業療法士	
歯科技工士	歯科衛生士	歯科衛生士		歯科技工士	歯科衛生士	歯科衛生士	
言語療法士	歯科技工士	歯科技工士		言語療法士	歯科技工士	歯科技工士	
	言語療法士	言語療法士		視能訓練士	言語療法士	言語療法士	
					視能訓練士	視能訓練士	

別表の 7 の表知事の事務部局の部本庁の項中 「副参事」 「副参事」 を 「」 に改め、同表中

隠岐支庁（健康 福祉局）		保健師	保健師	主任保健 師	課長 主幹	部長		
健康福祉セン ター		保健師	保健師	主任保健 師	課長 主幹	部長		を

保健所							
-----	--	--	--	--	--	--	--

隠岐支庁（隠岐保健所）		保健師	保健師	主任保健師	課長 主幹	部長	
保健所		保健師	保健師	主任保健師	課長 主幹	部長	

に改め、同表知事の事

務部局の部精神保健福祉センターの項を削り、同表中

「身体障害者更生相談所」を「心と体の相談センター」に改め、同表備考2中「職務の級の職（備考の3に掲げるものを除く。）で」を「職務の級の職で人事委員会が」に改め、同表備考3を次のように改める。

- 3 この表の適用に当たって、行政職給料表級別職務分類表の福祉事務所、児童相談所の項の9級に分類される職で人事委員会が特に認めるものは、当分の間、10級とすることができる。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。